

生活のきまり

- 登下校について
 - 朝の始業(予鈴 8:25)に余裕を持って登校し、遅刻をしてはならない。
 - 下校時刻は17時を過ぎてはならない。時間外の居残りは、所定の許可を受ける。
 - 登校後、放課後までの間の外出は、特別のほかは認めない。
 - 自転車による通学は認めない。
 - 登下校には必ず靴を使用する。(下駄履き、サンダル履き等は認めない)

日 課 表

平 日	
早稲田(4-11用)	7:30~8:15 ※7:30~早稲田校舎移住生入校可
生徒玄関開校	8:00 (一般生徒の入校可)
欠席等連絡	8:10~8:30 (03-3354-7411)
予 鈴	8:25
1 限	8:30~9:20
2 限	9:30~10:20
3 限	10:35~11:25
4 限	11:35~12:25
昼 休	12:25~13:05
5 限	13:05~13:55
6 限	14:05~14:55
SHR・掃除	14:55~15:15 火・水曜7限 15:05~15:55
7 限	15:15~16:05 (月・水・金) 放課 SHR・掃除 15:55~16:15
8 限	16:10~17:00 (月・水・金)
一般下校	17:00
部活延長下校	~18:00 (火・水~18:15)

短縮授業等で時程変更がある場合は、別途指示がある。

る時は、担任等の指示があった場合、医師の診断書
をそえることでもある。
休学願、復学願は、その理由を証明する書類をそ
えて、経営企画室へ提出する。
住所変更届は経営企画室所定の用紙に、担任の認め
印を受け経営企画室に届け出る。

忌引対象者及び日数

父母	(7)
兄弟姉妹	(3)
祖父母	(3)
おじ・おば	(1)
等	

7 その他

学校の政治的中立性を確保し教育活動を支障無く
行うため、構内での選挙運動、政治的活動、投票活
動は認めない。

3 服装・上履き

- 原則として標準服を着用すること。その他の服
装も認めるが、学校生活にふさわしい華美でない
ものとする。
- 男女共所定のバッジを左襟又は左胸につける。
- 校舎内では指定された上履きを使用する。
- 本校生徒の一人として、良識のある身だしなみ
を心掛ける。
- 週番の任務
 - 時間割変更等の伝達 (職員室前の黒板にたえず
注意し、速やかにクラス全員に伝える。)
 - 教科担任との連絡 (教室変更その他教科担任と
の連絡にあたる。)
 - 教室内の整頓 (黒板の消拭、窓の開閉、空調の
管理、後始末等を行う。)
 - 週番日誌の記入 (朝担任から週番日誌を受け取
り、放課後記入して担任に提出する。)
 - その他学校から指示されたこと。
- 対外連絡
対外的な連絡や活動については担当職員の許可を
必要とする。
- 校舎及び校内諸施設
校舎及び校内諸施設、諸物品の使用に際しては、
これらの要請を心がけ、無断で使用し、移動しては
ならない。
- 諸届付の取り扱い
生徒手帳は常に所持し、忌引等の届けや願い及び
その他の連絡のために用いる。その際担任、担当職
員、保護者の押印をうける。欠席1週間以上にわた